



みみセンターだより



自動車税・自動車取得税の減免制度の改正 に関するお知らせ

身体等に障害のある方への自動車税・自動車取得税の減免制度が、平成25年4月1日から一部改正されます。

～改正内容～

1. 身体障がい者等の方のために運転する家族について

生計を一にする
同居の家族のみ

改正後

生計を一にする家族
(同居・別居は問わない)

○別居の場合は、扶養関係にあることが条件
(扶養関係にある方の同居の家族も含む)
となります。

※扶養関係が分かる書類(健康保険証、源泉徴収票等)で内容を確認します。

2. 自動車税の減免申請時期(減免額)について

納期限後に身体障害者手帳等の
交付を受けた場合



翌年度以降に
減免申請を受付

改正後

納期限後に身体障害者手帳等の
交付を受けた場合



随時(当該年度の2月末日まで)
申請を受付

○減免額は、申請の翌日からの月額となります。

※申請の受付は、自動車税の納税義務がある場合に限りです

【お問い合わせ先】

山形県総務部税制課

TEL/FAX: 023-630-2005

★お知らせ★

産休中の職員、今野法子に赤ちゃんが生まれました！

1月14日生まれの元気な女の子。母子ともに健康だそうです！
元気にすくすくと育ててほしいですね。



★お知らせ★

2月24日(日)に要約筆記者移行試験が行われました。初めて行われたということもあり、受験者はもちろんスタッフも緊張しましたが無事に終了しました。みなさんお疲れ様でした。受験者のみなさんが合格しますように…。

おすすめDVD

- ★聞こえてくる心のうた ～聴覚障害者の就業のために～ (35 分間)
- ★ドキュメンタリー-91 原爆は聞こえなかった (50 分間)
- ★今日の健康 ご用心! 油断できない中性脂肪 (すべて 15 分間)
動脈硬化のサイン/こんな人が危ない/脂肪をためない食生活/脂肪をためない運動
- ★Beachboys Vo. 1~Vo. 12 (47 分間 Vo. 12 のみ 68 分間)
- ★大河ドラマ 篤姫 総集編 第1回~最終回(5回)
(第1、2、4回 73 分間 第2回 58 分間 最終回 55 分間)

こんな便利な機器が!⑩



これは、耳あな型補聴器をお使いの方のためのイヤパットです。補聴器を装着したまま、電話の受話器を耳に押しあてることのできる、天然素材のイヤパットです。補聴器をしたままでも、受話器が直接補聴器に接触することなく会話ができ、周囲の音をカットするので電話の相手の声が聞きやすくなります。また、このイヤパットは、自分の好みの大きさにハサミでカットすることができます。

【問合せ先】WP株式会社
FAX03-3229-2277/TEL03-3229-2282

○平成 24 年度 機器貸出し状況○(2 月 25 日現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
貸出数	4	5	13	10	18	17

10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
18	25	14	2	7	/	133

編集後記
 時間が過ぎるのは早いもので、すぐそこに私が大好きな季節が迫ってきています。春になると卒業式や入学式、雛祭りなど様々な行事がたくさんあります。桜が咲くのも楽しみですね。早く温かな春になってほしいものです。まだまだ朝晩は冷えますので、十分体には気をつけましょう。

★
 山形県聴覚障がい者情報支援センター山形市小白川町 2-3-30 T/F 023-666-7616
 HP <http://y-mimi.sakura.ne.jp> メール y-mimi@white.plala.or.jp
 ★